

支援費支給決定について

平成15年3月28日 障発第0328020号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

標記については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであるので、留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

支援費支給決定の基本的取扱い

支援費制度においては、障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を受けようとする障害者は、居宅支援（身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援又は児童居宅支援をいう。以下同じ。）又は施設支援（身体障害者施設支援又は知的障害者施設支援をいう。以下同じ。）の種類ごとに市町村に対して支給申請を行う。この申請が行われたとき、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況その他の厚生労働省令で定める事項（以下「勘案事項」という。）を勘案し、申請されたサービスの目的・機能と照らして支援費の支給の要否を決定し、居宅生活支援費であれば支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば障害程度区分と支給期間を定めることとなる（身体障害者福祉法第17条の5及び第17条の11、知的障害者福祉法第15条の6及び第15条の12、児童福祉法第21条の11）。

従来の措置制度は、障害者に対する福祉サービスの提供を、行政が特定の事業者・施設に個別に委託する仕組みであった。これに対し、支援費制度における支給決定（居宅支給決定又は施設支給決定をいう。以下同じ。）は、障害者から申請された種類の居宅支援又は施設支援について会費で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者・施設から支援を受けるべき旨を決定するものではない。

勘案事項の趣旨

勘案事項の趣旨は次のとおりである。

1 居宅生活支援費

（1）障害の種短及び程度その他の心身の状況

当該障害者（児）の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、居宅支援で対処することが適当でない場合等を想定している。

（2）介護を行う者の状況（障害児の保護者の状況）

介護を行う者（保護者）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、居宅生活支援費の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者（保護者）の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となるところである。

また、児童居宅介護においては、従来より、日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

短期入所等の支援費の支給を決定する際には、介護を行う者（保筆者）の疾病その他の状況が一時的

なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。

なお、当該事項は、介護を行う者（保費者）がいる場合に居宅介護等の居宅生活支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

(3) 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給の状況並びに居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、居宅支給決定により当該障害者（児）が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、居宅支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、デイサービスや短期入所に係る受給の状況等を勘案し、支給量の調整等を図ることが考えられる。

なお、介護保険制度との適用関係については、身体障害者福祉法第17条の9及び知的障害者福祉法第15条の10に規定しているところであるが、この取扱いは別に通知するところによる。

(4) 居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者（障害児の保護者）が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、居宅支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

(5) 置かれている環境

当該障害者（児）が居住する住宅構造（例えば、障害に対応した住宅改修の状況）や生活環境（例えば、医療機関までの距離）等を勘案することを想定している。

(6) 当該申請に係る居宅支援の提供体制の整備の状況

居宅支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者（障害児の保護者）が当該居宅支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害者（障害児の保護者）からの利用予定事業者の聴き取りのほか、障害者（障害児または保護者）からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うことなどにより判断することとなる。

また、障害者等が、それぞれその障害の種類及び程度等に応じてサービスを利用できるよう調整するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

なお、支援費制度導入の趣旨にかんがみれば、サービスの基盤整備は重要な課題である。支給申請の審査のプロセスは、地域におけるサービス基盤整備の必要な内容の明確化に資するものであり、都道府県及び市町村は、地域のニーズを踏まえ、計画的な基盤整備により一層取り組む必要がある。

2 施設訓練等支援費

(1) 障害の種類及び程度その他の心身の状況

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。

(2) 介護を行う者の状況

当該障害者の介護を行う者の有無、年齢及び心身の状況等を勘案し、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断する。

(3) 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給の状況並びに居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

例えば、授産施設支援に係る支給申請の場合、他の種別の施設訓練等支援費を受給していないか等を勘案して、施設支給決定を行うことが考えられる。

(4) 施設支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービスの内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向がある

のかを助案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定する。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

(5) 置かれている環境

施設への通所が可能かどうかをみるために当該障害者が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を助案すること等が想定されている。

(6) 当該申請に係る施設支援の提供体制の整備の状況

施設支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当鉄施設支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を助案することとする。利用の見込みは、障害者から利用予定施設を聴き取るほか、障害者（障害児または保護者）からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなるが、施設訓練等支援費の場合、当該障害者が入所を希望する施設に空き定員があることが、利用の見込みがあるかどうかの判断材料の一つとなる。（サービス利用の見込みが当面ない場合にあっては、すぐに不支給の決定をするのではなく、申請を受理したまま、入所調整を継続することが望まれる。）

なお、支援費制度導入の趣旨にかんがみれば、サービスの基盤整備は重要な課題である。支給申請の審査のプロセスは、地域におけるサービス基盤整備の必要な内容の明確化に資するものであり、都道府県及び市町村は、地域のニーズを踏まえ、計画的な基盤整備により一層取り組む必要がある。

3 複数種類のサービスに関する支援費の併給について

複数種類のサービスについて、支援費を併給することができる（複数種類のサービスについて同時に支給決定を受けている状態となりうる）ものの取扱いは、次のとおりであるため、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給の状況を助案し、適切な支給決定が行われる必要がある。

在宅生活者

居宅介護、デイサービス、短期入所、通所による施設利用

知的障害者地域生活援助の入居者

居宅介護、デイサービス、通所による施設利用

知的障害者通勤寮の入所者

通所による授産施設利用

ただし、知的障害者地域生活援助の入居者については、短期入所の対象者が、介護を行う者（保護者）の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが困難になった者であるため、基本的には短期入所の支給決定を受けられないが、適切なサービス利用が困難である場合等の特別な場合は、短期入所の支給決定を行って差し支えない。

なお、施設入所者は、施設が、入所者に対し、24時間を通じて支援を行うものであること等から、居宅生活支援費の支給決定は受けられないものである。

以上の結果、支援費を併給することが可能であるサービスについても、同一時間帯に複数のサービスを同時に利用できないものがあるため、これについて、厚生労働大臣が定める支援費基準上、算定できないとの取扱いを示しているところである。

支給決定期間を定める趣旨

支援費を支給する期間（居宅支給決定期間又は施設支給決定期間。以下「支給決定期間」という。）は、障害の程度や介護を行う者の状況等の支給決定を行った際に助案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な支給量又は障害程度区分について見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定にあたっては、支給決定に際し助案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、支給決定期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、厚生労働省令において定める期間を超えてはならないこととされている。

このため、支給決定期間の終了に際しては、改めて支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

なお、厚生労働省令において定める期間はあくまで上限であるから、支給決定に当たっては個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

障害程度区分の決定

障害程度区分は、施設利用者の障害の軽度に応じた適切な支援が行われるよう、施設支給決定の際に障害の程度に係る区分を定め、施設訓練等支援費の額について当該区分に応じた差異を設けるためのものである。

その内容及び決定方法については、身体障害程度区分に関する省令（平成14年厚生労働省令第98号）及び身体障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成14年厚生労働省告示第346号）並びに知的障害程度区分に関する省令（平成14年厚生労働省令第99号）及び知的障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成14年厚生労働省告示第347号）に規定するところによるが、具体的な判断基準は別紙1のとおりである。（別紙1は、省略）

更生相談所の役割

支援費制度においては、更生相談所は個々の障害者に対して自ら入所判定を行うのではなく、市町村が行う支給決定に係る援助・指導の役割を担うことになる。

1 専門的な判定

市町村は、支給決定を行うときや障害程度区分の変更を行おうとするとき等において、障害程度区分の決定を含めた申請者の障害の種類及び程度その他の心身の状況について審査するに当たり、特に専門的な知見が必要であると認める場合には更生相談所に対して意見を求めることとしている。意見を求められた更生相談所は医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から市町村に意見書（判定書）を送付する。市町村は、更生相談所の意見書（判定書）を勘案して障害程度区分の決定等を行う。

市町村が意見を求める場合は、具体的には、障害程度区分における各チェック項目の選択肢の判断が困難な場合や、自閉症、認知・記憶・注意等の障害、重複障害、合併症等があり専門的な知見が必要な場合等が想定される。

更生相談所は、市町村からの依頼を受けた場合、必要に応じて申請者に来所を求め、各専門職による医学的・心理学的・職能的な判定を行うとともに、申請者の自立と社会経済活動を促進する観点から社会的評価も加えた総合的な判定を行う。判定に当たっては、申請者の障害状況を考慮して、関係専門職が参加する判定会議を開催し、意見書を作成する。

2 研修等の指導

支援費制度においては、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようなことがないよう、研修等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待されることである。

その他の留意事項

1 居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準

居宅支援のうち、身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所、知的障害者地域生活援助及び児童短期入所については、障害の程度による単価差（支援費額の差）を設けているところであるが、この障害の程度の判断基準は、別紙2のとおりである。

2 支給決定等の具体的取扱い

支給決定においては、次のとおり、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行う。

また、サービス量や障害程度区分以外であっても、居宅支援に係る障害の程度による単価の区分や遷延性意識障害者が医療機関を利用する場合等の各種加算の取扱い等の支援費基準単価の適用も、次のとおり、併せて支給決定時に市町村が決定することとする。支援費基準単価の適用を、支給決定期間中に市町村の

判断において変更することも差し支えないが、この場合の単価の適用は、翌月（変更が月の初日の場合は当該月）からとなる。

なお、受給者証への記載方法については、決定内容が明確になっている限りにおいて、各市町村の判断で行って差し支えない。

(1) 居宅生活支援費

居宅介護

次のとおり、身体介護中心、家事援助中心、移動介護中心、日常生活支援中心（日常生活支援中心は、身体障害者のみ）の各サービス類型を特定して、それぞれ30分の倍数で決定する。

- ・身体介護中心 時間（30分）/月
- ・家事援助中心 時間（30分）/月
- ・移動介護中心 時間（30分）/月
- ・日常生活支援中心 時間（30分）/月

1 移動介護については、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合かも併せて決定。

2 同時に2人の従業者からサービス提供を受ける場合も、上記と同様に決定する。つまり、身体介護中心20時間/月との支給決定は、同時に2人の従業者から10時間サービス利用が可能（また、例えば、同時に2人の従業者から5時間と1人の従業者から10時間のサービス利用も可能）であることを意味し、利用方法はく利用者と事業者の合意により利用することとする。

デイサービス

次のとおり、基本サービス部分は日単位で決定する。また、障害の程度による単価の区分の決定も併せて行う。さらに、身体障害者デイサービスについては、デイサービス支援費（ ）か（ ）を決定するとともに、身体障害者デイサービス支援費（ ）及び知的障害者デイサービスの場合は、入浴及び給食をそれぞれの回数で決定する。

ア 身体障害者デイサービス

- ・デイサービス支援費（ ）を算定する事業所からサービス提供を受ける場合
日/月（ 、区分 ） 入浴 回/月、給食 回/月
- ・デイサービス支援費（ ）を算定する事業所からサービス提供を受ける場合
日/月（ 、区分 ）

イ 知的障害者デイサービス

日/月（区分 ） 入浴 回/月、給食 回/月

ウ 児童デイサービス

日/月

1 ア及びイについては、例えば、4日/月との支給決定は、(i)1日（4時間以上）の利用が4回、(ii)半日（4時間未満）の利用が8回、又は(iii)1日（4時間以上）の利用が2回と半日（4時間未満）の利用が4回、等の利用が可能であることを意味する。

4 なお、送迎加算の回数について決定する必要は必ずしもない。

短期入所

次のとおり、日単位で決定する。また、障害の程度による単価の区分又は遷延性意識障害者加算等の加算の決定も併せて行う。

ア 身体障害者短期入所

- ・遷延性意識障害者が医療機関を利用する場合
日/月（遷延性）
- ・遷延性意識障害者が医療機関以外の施設も利用することが想定される場合
日/月（区分 、遷延性）

- ・上記以外の場合
日/月(区分)
- イ 知的障害者短期入所
 - ・重症心身障害者が医療機関を利用する場合
日/月(重心)
 - ・重症心身障害者が医療機関以外の施設も利用することが想定される場合
日/月(区分、重心)
 - ・上記以外の場合
日/月(区分)

- ウ 児童短期入所
 - ・遷延性意識障害児、重症心身障害児が医療機関を利用する場合
日/月(遷延性又は重心)
 - ・遷延性意識障害児、重症心身障害児が医療機関以外の施設も利用することが想定される場合
日/月(区分、遷延性又は重心)
 - ・上記以外の場合
日/月(区分)

- 1 例えば、4日/月との支給決定は、(i) 宿泊を伴う場合は4日の利用、(ii) 日中受け入れの場合は1日の利用が4時間以上8時間未満の場合は8回、又は(iii) 宿泊を伴う利用が2日と日中受け入れの利用を4時間未満が4回及び4時間以上8時間未満が2回、等の利用が可能であることを意味する。

- 2 なお、宿泊を伴う短期入所の場合の送迎加算の回数を決定する必要は必ずしもない。

知的障害者地域生活援助

「支給期間に含まれる日数」と決定する。また、障害の程度による単価差を設けるため、障害の程度(区分)の決定も併せて行う。

(2) 施設訓練等支援費

知的障害者通勤寮支援及び心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設において提供される支援以外の施設支援については、次のとおり、入所/通所の別を決定するとともに、重度重複障害者加算、強度行動障害等の各種加算の決定も併せて行う。また、身体障害者更生施設支援については、障害の別(肢体不自由/視覚障害/聴覚・言語障害/内部障害の別)を決定。さらに、障害程度区分の決定を行う。

例1 身体障害者更生施設支援の場合

通所(障害程度区分、肢体不自由)

例2 身体障害者療護施設支援の場合

入所(障害軽度区分)

なお、重度重複障害者加算の対象者の場合

入所(障害程度区分、重度重複)

また、筋萎縮性側索硬化症者等加算の対象者の場合

入所(障害程度区分、ALS)

例3 知的障害者更生施設支援の場合

入所(障害程度区分)

なお、強度行動障害者特別支援加算の対象者の場合

入所(障害軽度区分、強度)

居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準

1 身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「身体障害者に係る厚生労働大臣が定める区分(平成15年厚生労働省告示第36号)」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一 部 介 助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- ・ 視覚障害1級、視覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、現行制度と同様、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

2 知的障害者居宅支援

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分(平成15年厚生労働省告示第37号)」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一 部 介 助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排 せ つ	全 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一 部 介 助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一 部 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一 部 介 助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。

行動障害	著しい あり	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為
------	-----------	--

3 知的障害者地域生活援助

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分(平成15年厚生労働省告示第37号)」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助 又は 一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排 せ つ	全 介 助 又は 一部介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。 排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助 又は 一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助 又は 一部介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
健康管理	全 面 的 な 支 援	薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう常に服薬管理を必要とする。 または、てんかんや糖尿病、腎不全等の慢性疾患を併せ持つことにより、通院や健康状態の把握に常に支援を必要とする。
金銭管理	全 面 的 な 支 援	金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。
人間関係の調整	全 面 的 な 支 援	他の入居者との人間関係を築く等の調整や、トラブルの仲裁等にほぼ毎日支援を必要とする。
行動障害	著しい あり	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

4 児童短期入所(身体障害児)

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「児童に係る厚生労働大臣が定める区分(平成15年厚生労働省告示第38号)」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排 せ つ	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- ・ 視覚障害1級、視覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の児童は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと

4 児童短期入所（知的障害児）

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「児童に係る厚生労働大臣が定める区分(平成15年厚生労働省告示第38号)」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判定基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排 せ つ	全 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行動障害	著しい あり	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 夏季のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為